

二本松市電子入札システム
導入及び運用業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

二本松市

1 業務の主旨

この要領は、二本松市（以下、「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上と事務の効率化を図るため、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下、「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下、「コアシステム」という。）を利用した電子入札を実施するため、企画提案方式により、システム導入受託者を決定するために定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

二本松市電子入札システム導入及び運用業務委託

(2) 業務内容

① 電子入札システム導入業務

※詳細は、別紙仕様書のとおり

② 電子入札システム運用業務

※詳細は、別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

① 電子入札システム導入業務

契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで

② 電子入札システム運用業務

令和7年12月1日から運用開始

(4) 提案上限額

電子入札システム導入業務

5,595,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※後述の見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

※電子入札システム運用業務に係る費用については、上記の金額に含まないものとする。

(5) その他

① コアシステムについては、本市が別途契約し提供する。

② 本市既存システムである契約管理システムと連携が可能であること。なお、契約管理システムの改修は本業務に含めない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和7年4月1日現在にて、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。参加事業者が審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 令和7・8年度二本松市入札参加資格者名簿（役務提供）に登載されている者であること。
- (2) 二本松市入札参加資格審査実施要綱（平成18年二本松市告示第119号）第2条各号に該当していないこと。
- (3) 二本松市競争入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していること。
- (4) コアシステムを利用した電子入札システム導入実績やサービス提供実績を有していること。（提案事業者が元請で受託している実績であること。）
- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム会員区分の正会員または賛助会員であること。
- (6) ISO9001 品質マネジメントシステムの認証を得ていること。
- (7) ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (8) プライバシーマーク認定を受けていること。
- (9) 二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (12) 二本松市でのヒアリング、業務遂行の打合せ等に出席でき、その他必要に応じ緊密な連絡調整が可能であること。

4 実施スケジュール

内容	日時
公告・実施要領の配布	令和7年4月11日（金）
参加申込の受付	令和7年4月25日（金）まで ※午後5時必着
質疑受付期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月21日（月）まで ※午後3時必着
質疑に対する回答	令和7年4月23日（水）
企画提案書提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時必着
書類審査 プレゼンテーション	令和7年5月12日（月）から 令和7年5月19日（月）まで（予定）
審査結果通知	令和7年5月下旬
見積徴収及び契約内容協議	令和7年6月上旬頃
契約締結	令和7年6月下旬

5 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

(1) 受付期限

令和7年4月25日（金）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(2) 申込方法

以下に記載の必要書類各1部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 業務実績調書（様式2）

(4) 提出場所

12 「担当部署及び問合せ先」に記載の場所

(5) 結果通知

参加資格審査については、参加申込があり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書記載の連絡先に送付する。

6 質疑の受付と回答方法

(1) 受付期限

令和7年4月21日（月）午後3時（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式3）に記入の上、電子メールにて提出すること。

(3) 回答方法

令和7年4月23日（水）までに受け付けた全ての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、本市ホームページにおいても公開する。

(4) 提出場所

12「担当部署及び問合せ先」に記載の連絡先

7 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

(1) 受付期限

令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(2) 提出方法

以下に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書

仕様書及び以下に基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 表題「二本松市電子入札システム導入及び運用業務委託に関する企画提案書」

及び提案事業者名を記載した表紙をつけること。

イ 事業全体に関する基本方針

- ウ 事業推進体制及び全体スケジュール
- エ 電子入札システムの導入業務
 - (ア)システム環境初期構築作業
 - (イ)職員向け操作説明会の概要
 - (ウ)受注者向け説明会の概要
 - (エ)実証実験の概要
 - (オ)操作マニュアルの作成
 - (カ)その他の提案、アピールポイント等
- オ 電子入札システムの運用業務
 - (ア) ヘルプデスク設置
 - (イ) システム障害対応
 - (ウ) システム利用可能時間、障害時の対応、レスポンス保証
 - (エ) セキュリティ対策
 - (オ) システム稼働後の運用支援、システム保守等
 - (カ) その他の提案、アピールポイント

② 機能要件確認一覧表（様式4）

企画提案書と併せて提出すること。

③ 見積書（任意様式）

ア 電子入札システム導入業務に係る見積

※提案上限額を超えてはならない。

イ 電子入札システム運用業務に係る参考見積（5年分）

※年間で工事100件・コンサル30件・物品/役務/修繕250件を想定した場合の5年間（60月）分

(4) 提出部数

7部

(5) 提出場所

12「担当部署及び問合せ先」に記載の場所

(6) 留意事項

- ① 見積書イについては電子入札システム運用業務に係る費用の見積金額を評価の対象とするが、当該金額で契約を締結するものではない。
- ② 提出期限後は、変更、差替、再提出もしくは撤回を認めない。

- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 提出書類は、二本松市公文書公開条例（平成17年二本松市条例第17号）に基づき情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。公開内容は、事前に当該提出者に確認の上、公開する。
- ⑤ 企画提案書は、A4版30ページ以内（表紙及び目次はページ数に含めない）、両面印刷可とする。文章は原則横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。図表については、この限りではない。
- ⑥ 提出書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- ⑦ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）に定める単位とする。
- ⑧ 提出書類の記載事項は、本市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。
- ⑨ 専門用語、造語、略語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述する用語集を別途添付すること。
- ⑩ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。なお、審査等を行う作業に必要な時は、全部又は一部の複製を行い、使用できるものとする。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時及び場所

参加資格審査結果通知時に、各参加事業者に通知する。

(2) 実施時間

50分（提案説明30分、質疑応答20分）

(3) 出席者

出席者は3名以内とし、企画提案書の説明は、統括責任者または主任技術者が行うこと。

(4) その他

- ① プロポーザル参加者への事前説明会は行わない。
- ② プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容によること。パワーポイント等を用いて実施することは可とするが、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ③ 65インチの大型ディスプレイは市で用意する。
- ④ その他必要なパソコン等の機器類は、各提案者が用意すること。

9 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

参加申込時の提出資料、企画提案書、見積金額等の内容について、次に掲げる審査基準に基づき、選定委員がそれぞれ審査を行い、評価点数の合計が最も高いものを優先交渉権者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「二本松市電子入札システム導入及び運用業務委託審査基準」

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成、提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が提案上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約手続

- (1) 優先交渉権者に選定された者と電子入札システム導入支援業務の契約交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 電子入札システム運用業務については、電子入札システム導入業務の受託者と仕様書及び提案を受けた内容等に基づき、別途契約を締結するものとする。
- (3) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更または削除、見積金額等の変更をすることがある。
- (4) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (5) 契約金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

11 その他留意事項

- (1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めると

きは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

- (2) 辞退届（任意様式）を提出することにより、参加を辞退することができる。
- (3) 参加者が1者以上あるときは、プロポーザルを継続する。
- (4) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

1.2 担当部署及び問合せ先

二本松市総務部財政課契約係

〒964-8601

福島県二本松市金色403番地1

電話番号：0243-55-5082

メールアドレス：keiyaku@city.nihonmatsu.lg.jp